

くまもと市文化協会会則

(名称)

第1条 この会は、くまもと市文化協会（以下、「協会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協会は、市内の地域文化活動団体の相互の交流、連携や、本市地域文化の振興、育成及び継承を図るとともに、各区文化協会との連携を深めつつ、心豊かな市民生活の実現と、地域や郷土の誇りとなる文化芸術の創造と発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる各号の事業を実施する。

- (1) 地域文化の振興及び育成並びに継承に関すること。
- (2) 新たな文化芸術の推進に関すること。
- (3) 熊本市の文化振興事業への協力に関すること。
- (4) 文化団体、地域団体、諸機関等との交流、連携に関すること。
- (5) その他目的達成に関すること。

(組織)

第4条 協会は、次に掲げる団体等をもって組織する。

- (1) 各区の文化協会
- (2) 文化ホール等の文化施設
- (3) 地域文化の振興に貢献し、精通している者
- (4) 地域文化を担う団体その他

(役員等)

第5条 協会に、次の役員等を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 理事 数名
- (4) 監事 2名以内
- (5) 事務局長 1名

2 協会は、当面の間、各区区長をオブザーバーとして置く。

(役員を選出)

第6条 会長は理事会での互選により選出され、副会長・監事を指名する。

2 理事は、次のものを充てる。

- (1) 第4条第1号の各区文化協会の会長及び役員 各区2名
- (2) 第4条第2号の文化施設の代表 5名
- (3) 第4条第3号の者
- (4) 第5条第1項第5号の事務局長

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

- (3) 理事は業務を遂行し、会務の運営にあたる。
- (4) 監事は会計を監査する。
- (5) 事務局長は、事務局を総括し、事務を処理する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠によって就任した者は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 会議は、総会及び理事会とし、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となるものとする。

2 総会は、第4条の各団体等の代表者及び第5条の役員等を持って構成し、理事会は第6条第2項の理事をもって構成する。

3 総会は、次の事項を協議し決定する。

- (1) 協会の会務、事業及び会計に関する事項
- (2) 協会加入の承認に関する事項
- (3) その他重要な事項

4 理事会は、次の事項を協議し決定する。

- (1) 会務の執行に関する事。
- (2) 総会に付すべき事項に関する事。
- (3) その他、会長が必要と認める事項

5 会議は、各々の構成員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

6 会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。

(会計年度)

第10条 協会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第11条 協会の事務を処理するため、熊本市 文化市民局 文化創造部 文化政策課内に事務局を置く。

2 事務局長は、熊本市 文化市民局 文化創造部 文化政策課長とする。

3 事務局員は、くまもと市文化協会が雇用する専任の事務局員等をもって充てる。

(雑則)

第12条 その他、この会則に定めるもののほか、協会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

2 この会則において、区の文化協会が設立されていない場合は、設立までの間、各本条の内容から除外して取り扱うものとする。

附 則

この会則は、平成27年7月14日から施行する。

この会則は、平成27年11月26日から施行する。

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

この会則は、令和2年4月1日から施行する。

この会則は、令和5年7月10日から施行する。